

## 7月に新しい被保険者証を郵送します

● 問合せ先 市民課年金保険係 (☎ 23-2153)

7月に新しい被保険者証を郵送します。国民健康保険の被保険者証は、市が郵送し、後期高齢者医療保険の被保険者証は、佐賀県後期高齢者医療広域連合が郵送します。**国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証は別々の封筒で届きます。**被保険者証が届いたら次のことを確認してください。

### 国民健康保険

#### ■被保険者証が届いたら内容を確認してください

現在交付している『国民健康保険被保険者証(うぐいす色)』の有効期限は、7月31日(水)までです。7月中旬に8月から使用する新しい被保険者証(藤色)を世帯主に特定記録で郵送します。手元に届いたら被保険者証の内容を確認して、誤りがある場合は連絡してください。

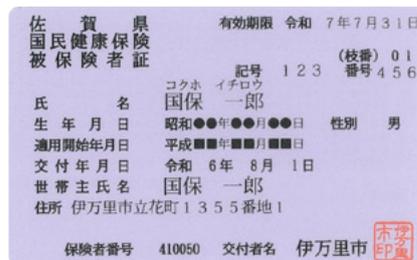
70～74歳の国民健康保険被保険者には『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』を郵送します。被保険者証兼高齢受給者証には、所得に応じて、自己負担割合(2割または3割)が記載されています。

#### ■入院時などの窓口負担を減らすためには

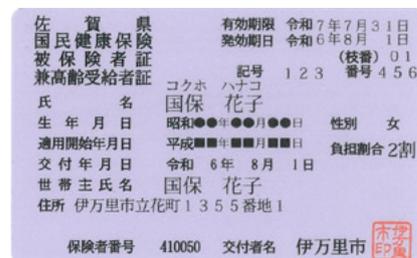
入院など高額な治療を受けるときは、事前に『**限度額適用認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、窓口負担が、それぞれの世帯の所得などに応じた限度額までになり、住民税非課税世帯の人は食事代が減額されます。

※有効期限は7月31日(水)までです。**すでに認定を受けている人でも8月以降は新たに申請する必要があります。**なお、申請は7月1日(月)から受け付けます。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録が完了している人は、マイナンバーカードを限度額適用認定証として使用できます。



国民健康保険被保険者証



国民健康保険被保険者証  
兼 高齢受給者証

### 後期高齢者医療

#### ■被保険者証が届いたら内容を確認してください

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証(水色)』の有効期限は、7月31日(水)までです。7月下旬に8月から使用する新しい被保険者証(桃色)を対象者に簡易書留で郵送します。手元に届いたら被保険者証の内容を確認して、誤りがある場合は連絡してください。

※75歳の誕生日が来た人は、それまで加入していた健康保険から後期高齢者医療に移行します。なお、手続きは必要ありません。

※後期高齢者医療保険料の滞納がある人については、収納管理課窓口で納付相談後に交付します。

#### ■入院時などの窓口負担を減らすために

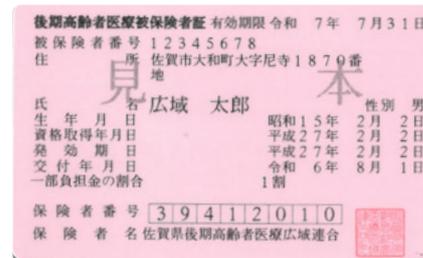
入院など高額な治療を受けるときは、事前に『**限度額適用認定証**』の交付を受けましょう。認定証を医療機関に提示すると、医療費や食事代などが減額されます。

※すでに認定を受けている人には、被保険者証と一緒に新たな認定証を郵送します。なお、更新の手続きは必要ありません。ただし、負担割合が変更になった人は申請が必要になる場合があります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録が完了している人は、マイナンバーカードを限度額適用認定証として使用できます。

#### ■古い被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証の処分方法

有効期限が過ぎた被保険者証や被保険者証兼高齢受給者証は、8月以降使用できません。第三者に悪用されないように、市役所または出張所に返却するか、はさみなどで必ず裁断し、燃えるごみとして処分してください。



後期高齢者医療被保険者証

## 介護保険料（特別徴収）を平準化します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係（☎ 23-2154）

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4・6・8月に『仮徴収』、10・12・令和7年2月に『本徴収』として納めてもらいますが、所得の変動などで仮徴収額と本徴収額が大きく異なる場合に限り、特別徴収額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月分の介護保険料の仮徴収額を変更します。

### ◆ 仮徴収・本徴収とは

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料額をもとに仮に算定された金額で納めてもらいます。なお、金額は、被保険者ごとにお知らせしています。			確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに納めた額を引いた金額を3回に分けて納めてもらいます。なお、金額は、7月にお知らせします。		

### ◆ 平準化とは

仮徴収額は、原則として前年度2月分の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動などにより保険料段階が変わると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。

このままでは、1年間の保険料徴収額が、仮徴収と本徴収で偏ったままになります。

そのため、1年間を通じて保険料徴収額ができるだけ均等になるように、すでにお知らせしている8月の徴収額を変更することを『平準化』といいます。

### ● 例（令和6年度の介護保険料が年額 92,880 円の場合）

#### ▷ 平準化しない場合

4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
17,500円	17,500円	17,500円	13,580円	13,400円	13,400円



#### ▷ 平準化した場合

4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
17,500円	17,500円	11,200円	15,680円	15,500円	15,500円

※上記は例ですので、前年度の保険料段階や仮徴収額によって各徴収月の保険料額は異なります。

※7月中旬に、令和6年度の介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します。内容を確認してください。

## 65歳以上の人の介護保険料を減免します

● 問合せ 長寿社会課介護給付係（☎ 23-2154）

### ◆ 次の人たちが減免されます

介護保険料の保険料段階が第2または第3段階で、次の要件をすべて満たしている65歳以上の人は、保険料が第1段階の額（年額 22,068 円）に減免されます。

- ① 預貯金と有価証券の合計額が 150 万円以下の人
- ② 市民税が課税されている人と同一生計でなく、扶養されていない人
- ③ 不動産などの資産を活用しても、なお生活が困窮している人
- ④ 本人と世帯員の前年の収入金額（遺族年金や障がい年金などの非課税収入を含む）の合計額が 100 万円 + (40 万円 × 世帯員数) により算出した額以下の人

※ 65 歳に達した日以降に、次のような非自発的な理由で離職する介護保険の第 1 号被保険者については、減免の対象になる場合があります。

- ▷ 企業の倒産や解雇などによって再就職の準備をする時間的な余裕がなく、離職を余儀なくされた人
- ▷ 派遣や契約社員などの期間に定めのある労働契約が更新されなかったことなどを理由として離職した人

### ◆ 手続きが必要です

介護保険料の減免は、申請が必要です。

**7月31日（水）までに長寿社会課で手続き**をしてください。手続きをする際は、印鑑、医療保険証や年金などの収入が確認できる書類などを持参してください。

## 低所得者の介護保険料を軽減します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎ 23-2154)

第1から第13段階まである介護保険料のうち、平成27年度に消費税率が引き上げられたことから、低所得者（第1段階）の介護保険料を軽減しています。さらに、令和元年10月に消費税率が引き上げられたことに伴い、これまで第2・第3段階の介護保険料について軽減を行ってきましたが、令和6年度も引き続き軽減を行います。

軽減後の保険料は、次のとおりです。

保険料段階	対象者		保険料率	保険料（年額）
第1段階	本人と世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢福祉年金の受給者</li> <li>● 生活保護の受給者</li> <li>● 『本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額』が80万円以下の人</li> </ul>	基準額 × 0.285	22,068円
第2段階		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額』が80万円を超え120万円以下の人</li> </ul>	基準額 × 0.485	37,548円
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『本人の合計所得金額－公的年金などにかかる雑所得＋課税年金収入額』が120万円を超える人</li> </ul>	基準額 × 0.685	53,028円

## 介護保険負担限度額認定証を交付します

● 問合せ先 長寿社会課介護給付係 (☎ 23-2154)

低所得の人が、特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用するときに、利用することができない場合などがないように、申請をしてもらったうえで介護保険負担限度額認定証を交付します。認定証があれば、施設サービスを利用する場合の食費や居住費の利用者負担金が、所得に応じた負担限度額までになります。

認定証の有効期限は7月31日（水）までです。現在認定を受けている人も8月以降については、更新の申請が必要です。更新手続きは、7月1日（月）から受け付けます。

### ● 対象

段階	対象要件	資産要件
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者または生活保護受給者	単身 1,000万円以内 夫婦 2,000万円以内
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額と非課税年金収入額が80万円以下の人	単身 650万円以内 夫婦 1,650万円以内
第3段階	市民税非課税世帯で合計所得金額、課税年金収入額と非課税年金収入額が次に該当する人 ① 80万円を超え、120万円以下の人 ② 120万円を超える人	① 単身 550万円以内 夫婦 1,550万円以内 ② 単身 500万円以内 夫婦 1,500万円以内

※次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- ▷ 市民税非課税世帯であっても、世帯分離している配偶者が市民税を課税されている人
- ▷ 市民税非課税世帯であっても、預貯金などで資産要件を超える人

認知症を知ろう part (パート) 3

● 問合せ 伊万里市地域包括支援センター (☎ 23・2122)

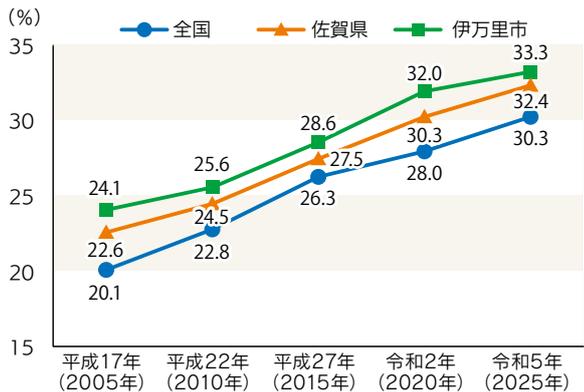
認知症について知ってもらおうと、令和3年と5年に、認知症についての特集記事を掲載しました。

3回目の今回は『認知症基本法』について紹介します。

国が、5月に公表した『認知症高齢者数』の推計では、認知症高齢者数は2060年には645万人に達し、高齢者の17・7割(約6人に1人)と見込まれています。

市の高齢化率は、国や県と比較して高く推移していて、認知症は決して『他人事』ではありません

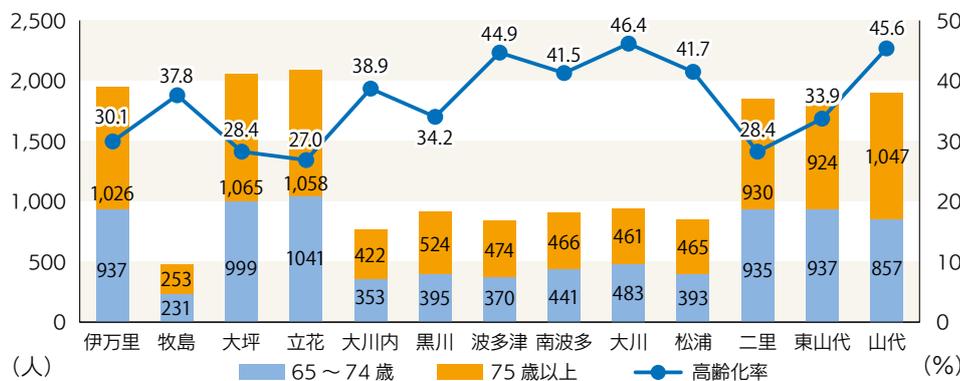
高齢化率の推移



資料：総務省国勢調査(各年10月1日時点)

地区別高齢者数と高齢化率 出典：市HP人口統計 (R6年4月1日時点)

市全体 高齢化率33.7% (総人口51,939人 65～74歳：8,372人 75歳以上：9,115人)



『認知症基本法』とは

『認知症基本法』の目的は「認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進する」ことです。

そのうえで、国民の理解の促進、社会に参加する機会の確保、医療や福祉サービスの提供体制の整備、認知症の人や家族などの相談体制の整備など8つの項目を基本施策に掲げています。

これは、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることが国民の責務であり、共生社会の実現に向けて、生活に密着する民間企業などにおいても、自主的に取り組んでいかなければならないというメッセージを国が発信したものです。

自治体は、認知症の人や家族などから意見を聞いたうえで計画を策定することが努力義務になっています。

市は、令和6年度からの伊万里市第6次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に認知症の正しい理解を深めるための普及啓発などの支援策を盛り込んでいます。

認知症基本法 8つの施策





↑『認知症サポーターキャラバン』のマスコットの口バ隊長

『認知症基本法』は、認知症の人のみならず、周囲の人が認知症に対する理解を深め、地域社会で支えていくことが重要であり、認知症の人だけではなく、その家族などについても安心して暮らせるような社会を作ることが重要視されています。

市は、認知症を学び地域で支える活動として、地域の人や学生などを対象に『認知症サポーター養成講座』を行っていて、昨年度は10団体（322名）が受講しました。認知症サポーター養成講座は市の『出前講座』のメニューになっていきますので、ぜひ利用してください。

『共生社会の実現』に向けて

認知症を理解することが大切なわけ

皆さんは、なぜ認知症を理解することが大切だと思いますか。

それは、認知症の特徴を『知っている』のと『知らない』のでは、関わり方に大きな違いが生じてくるからです。

認知症はいつ、誰がなるかわからない病気です。そして、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の人や事業者が、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症やその家族を深く理解し、知ることが大切です。

このことは、大人のみならず、将来を担う子どもたちも同じで、市民全体で考えていく必要があります。

認知症の本質的な特徴は、社会環境や生活状況、人との関わり方で影響を受けます。だからこそ、皆で支え合う社会を、この基本法に沿って作っていく必要があります。認知症のない地域はありません。『他人事』から『自分事』として考えていきましょう。

認知症予防には運動！

の体操  
スルメ  
歳体



『百歳体操』は、市内69箇所（令和6年4月時点）で実施されています。

百歳体操は、一人ではなかなか続かない運動でも、地域ぐるみで取り組むことで人とのつながりを通じて楽しく継続することができ、閉じこもりや認知症予防に効果があります。

自宅近くで行われている百歳体操を見学に行ってみませんか。



高齢者相談窓口

◆地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護や福祉に関する高齢者の総合相談窓口です。

認知症や介護に関する相談、介護予防に向けた取り組み、消費者問題に関する相談などに、関連機関と連携しながら対応しています。

相談は無料です。

●問合先 伊万里市地域包括支援センター

（☎ 23・2122）

◆在宅介護支援センター

在宅の高齢者とその家族の相談・助言・公的保険福祉サービスなどのお手伝いをしていく5つの拠点です。

住んでいる地区によって、担当している施設が分かれていますので、左のポスターなどで確認してください。



高齢者の相談窓口は **伊万里市地域包括支援センター** です

☎0955-23-2122 伊万里市役所長寿社会課内

こんなお悩みありませんか？

- 近所の高齢者が虐待を受けているのでは...
- 認知症ではないか...心配。
- ひとり暮らしなので今後のことが心配。
- 介護保険について相談したい。

認知症が心配だけと受診が難しい方などは、医師や作業療法士等とチーム（認知症初期集中支援チーム）を組んで対応します

お近くの在宅介護支援センターでも高齢者の相談に応じています！

大坪・立花・大川内 にお住まいの方	伊万里・二里 にお住まいの方	東山代・山代 にお住まいの方	牧島・黒川・妻多津・南波多（一部） にお住まいの方	大川・松浦・藤波多（一部） にお住まいの方
長生園 在宅介護支援センター ☎23-0951	謙仁会 在宅介護支援センター ☎24-9388	西光苑 在宅介護支援センター ☎28-4878	敬愛園 在宅介護支援センター ☎27-2135	ユートピア 在宅介護支援センター ☎20-8008

## 『いまりクールシェア 2024』を実施します

● 問合せ 環境政策課脱炭素社会推進室 (☎ 23-2144)

夏の暑い日は、エアコンが家庭の電力使用量の半分以上を占めています。涼しい場所をみんなで分かち合うことで、エアコンの使用を減らし、省エネ・地球温暖化対策につなげる取り組みが『クールシェア』です。

この夏は『いまりクールシェア 2024』として、市の施設の一部をクールシェアスポット（熱中症予防休憩所を兼ねています）として開放していますので、みんなで涼しさを分かち合ひましょう。

市役所市民ロビーと市民センターには、新たにキッズコーナーを設置しますので、ぜひ利用してください。

### ● 実施期間

7月1日（月）から9月30日（月）までで、施設の開館時間のみ実施します。

### ● 実施場所（クールシェアスポット）

- ▷ 各コミュニティセンター（13箇所）
- ▷ 市役所市民ロビー
- ▷ 市民センター
- ▷ YOTTOKO（伊万里駅ビルJR側1階）
- ▷ 市民図書館

※施設の利用状況によっては使用できない場合があります。



↑クールシェアスポットの目印

## シルバー人材センターの会員を募集します

● 申込・問合せ 公益社団法人伊万里市シルバー人材センター (☎ 23-3471)

おおむね 60 歳以上の市内在住で、働く意欲のある健康な人を募集しています。

豊富な経験や知識、技能を生かし、仕事を通じて生きがいきり仲間づくりをしませんか。

### ◆ 入会方法

入会説明会に参加して、シルバー人材センターの趣旨・目的に賛同したうえで、申込書を提出してください。

### ◆ 入会説明会

#### ● 期 日

- ▷ 6月10日（月）
- ▷ 7月10日（水）
- ▷ 8月13日（火）
- ▷ 9月10日（火）
- ▷ 10月10日（木）
- ▷ 11月11日（月）
- ▷ 12月10日（火）



↑コスモスの会は、廃油石けんEMボカシを手作りし販売しています

#### ● 時 間

いずれも午前9時30分から

#### ● 場 所

伊万里市シルバー人材センター会議室

### ◆ 費用（年額）

- ▷ 会 費 2,000 円
- ▷ 保険料一部自己負担 600 円
- ▷ 互助会費 700 円



↑ボランティア活動として、木の剪定などを行っています

### 皆さんからの連絡を待っています



↑伊万里市シルバー人材センター『コスモスの会』の皆さん

### 指定管理者

4月1日から伊万里市老人福祉センターの指定管理者として選任を受けて、現在、運営を行っています。

60歳以上の人の利用を待っています。

詳しくは、シルバー人材センターのホームページで確認してください (<https://webc.sjc.ne.jp/imari>)。

## 児童手当の制度が変わります

● 問合せ 子育て支援課子育て支援係 (☎ 23-2310)

令和6年10月から児童手当の制度が次のように変わります。改正後の初回の支給は、令和6年12月の予定で、対象は令和6年10月分と11月分です。

		改正前	改正後 令和6年10月分(同年12月支給分)から
支給月額	3歳未満	15,000円	15,000円(第3子以降30,000円)
	3歳～小学生	10,000円(第3子以降15,000円)	10,000円(第3子以降30,000円)
	中学生	10,000円	10,000円(第3子以降30,000円)
	高校生 (18歳年度末)	なし	10,000円(第3子以降30,000円)
所得制限	あり(特例給付5,000円)	なし(全員支給対象)	
支給時期	年間3回(2月、6月、10月)	年間6回(偶数月)	
第3子以降の カウント方法	高校生以下をカウント	22歳年度末までをカウント (監護の状況などで対象にならない場合があります)	

改正に伴い、現在受給中の人は、手続きは原則不要ですが、次にあてはまる人は、新規認定請求や額改定請求などが必要ですので手続きを行ってください。公務員の人は、職場にたずねてください。

### 新規認定請求が必要な人

- ▷ 所得上限額超過により、現在、児童手当・特例給付の支給を受けていない人
- ▷ 高校生年代のみの児童を養育している人



- 持参するもの 受給者・配偶者・児童のマイナンバーがわかるもの、受給者の健康保険証、受給者名義の振込先がわかるもの
- 額改定請求などが必要な人 現在、児童手当・特例給付の支給を受けている人で、22歳年度末までの子を3人以上養育している人のうち、次にあてはまる人

- ▷ 伊万里市の児童手当の登録がない高校生年代の児童がいる人
- ▷ 18歳年度末以降22歳年度末までの子を養育し生計費の負担がある人

- 持参するもの 子どものマイナンバーがわかるもの

### 受付期間

7月16日(火)から9月30日(月)までの平日で、時間は午前8時30分から午後5時15分までです。火曜は午後7時まで受け付けます。

令和6年度 伊万里市プレミアム付商品券

第3次 **伊万里がんばろう応援券(紙版)**  
**伊万里がんばろうPay(電子版)**

**7月1日(月)から  
購入申込受付開始!**



令和6年度伊万里市プレミアム付商品券の概要

発行媒体	紙	電子
商品券名称	第3次伊万里がんばろう応援券	伊万里がんばろうPay
発行総額	1億円	2億円
発行数	20,000冊	40,000口
額面	5,000円	5,000円
販売価格	4,000円	4,000円
プレミアム率	25%	
使用期間	9月2日(月)～令和7年1月31日(金)	
券の構成	1冊あたり 5,000円 (500円券×10枚)	1セットあたり5,000円 ※1円単位で使用できます。
購入限度	1人2冊まで	1人2口まで
購入方法	はがきかホームページ	専用アプリ
購入対象者	市民	

電子商品券・紙商品券のどちらかを、1人2口(冊)まで購入できます。申込数が発行数を超える場合は、抽選をします。

詳しくは『広報伊万里7月号』の配付と同じタイミングで全世帯に配布している『申し込みチラシ』で確認してください。

- 問合せ 伊万里市プレミアム付商品券発行事業事務局 (☎: 050-3033-8537)

### 販売スケジュール(紙版)

販売方法	事前申込による抽選
購入申込期間	7月1日(月)～31日(水)
抽選・結果通知	8月下旬予定
引換販売期間	9月2日(月)～13日(金)

### 販売スケジュール(電子版)

販売方法	事前申込による抽選
購入申込期間	7月1日(月)～31日(水)
抽選・結果通知	8月9日(金) 予定
引換販売期間	9月2日(月)～13日(金)

## スマートフォン講座を開催します

● 問合せ 情報政策課デジタル化推進係 (☎ 23-4313)

### 初めて触る！スマホ体験講座

スマートフォンの購入を検討している人を対象にした講座を開催します。  
スマートフォンは貸し出します。実際にスマホ体験をしてみませんか。

- 日時 7月29日(月) 午前10時30分～正午
- 場所 市民センター
- 応募方法 上記問合せ先に電話
- 応募期限 7月23日(火)
- 講師 スマホアドバイザー
- 受講料 無料
- 募集人数 20人(先着順)

※人数が一定以上集まらない場合は中止することがあります。



### スマホ講習会&相談会

カメラ機能やLINEなどのスマートフォンの使い方を学ぶ講習会と、日々の生活で疑問に思っている使い方について気軽にできる相談会を開催します。右の表のとおり各コミュニティセンターで開催しますので、気軽に参加してください。

- 時間 ▷講習会 午前9時30分～  
▷相談会 午前11時～午後0時30分
- 場所 各コミュニティセンター
- 応募方法 各会場に電話
- 応募期限 各会場の開催日の前日
- 講師 NPO法人シニアネット佐賀
- 受講料 無料
- 募集人数 各会場15人(先着順)

※スマートフォンを持参してください。



会場 (コミュニティセンター)	日程	電話番号
東山代	7月17日(水)	28-0001
牧島	7月19日(金)	22-5783
黒川	7月30日(火)	27-0001
大坪	7月31日(水)	23-9898
東山代	8月6日(火)	28-0001
波多津	8月8日(木)	25-0001
大川	8月9日(金)	29-2001

## ～街なか遊休不動産活用～

### 伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金を利用しませんか

● 問合せ 企業誘致・商工振興課商工振興係 (☎ 23-2184)

#### ■ 対象者

中心市街地の空き店舗などを購入・賃借して、週4日以上営業する店舗を出店する個人、団体または法人

#### ■ 対象経費

空き店舗などを活用して出店するために必要な改装費または備品購入費

※令和7年3月7日(金)までに営業を開始し、対象経費の支払いが完了する必要があります。



#### ■ 事前申請期間 7月12日(金)～8月30日(金)

※令和7年3月7日(金)までに営業を開始する予定の人が対象です。

#### ■ 交付申請期間

7月12日(金)～9月27日(金)

※申請状況に応じて、追加で募集をする場合があります。

#### ■ 応募方法 持参のみ

■ 応募先 〒848-8501 伊万里市立花町 1355-1 伊万里市役所 企業誘致・商工振興課



↑ホームページ



↑伊万里信用金庫 中山武重会長(中央)と山口宏理事長(右)

これは、同社の創立100周年事業の一環として行われたもので、同社の山口宏理事長は「国スポ・全障スポの開催は伊万里をアピールする絶好の機会。また伊万里に來たいと思ってもらえるような大会になればよい。地元選手活躍と大会の成功を願っています」と話しました。

伊万里信用金庫(伊万里町)が、SAGA2024の企業協賛制度を活用して、市で開催される国スポ・全障スポの大会ピクトグラムの装飾を、軽自動車2台に施したことを受けて、6月7日、感謝状の贈呈式が市民センターで行われました。

伊万里信用金庫  
SAGA2024協賛

## ～伊万里市&アイ・ケイ・ケイ株式会社連携事業～ 伊万里で∞（無限）の愛を永遠に結ぼう！

### 『IMARI 愛フォトフェスティバル』を開催します

● 問合せ 企画政策課企画係 (☎ 23-2124)

伊万里市役所に婚姻届を提出した人を対象に、市内を代表するロケーションスポットで、写真の世界大会で受賞経験があるプロカメラマンチームによる記憶に残る『ウェディングフォト（衣装【和装か洋装】レンタル料金無料）』か『伊万里牛が味わえる豪華フルコースディナー』をプレゼントします。

皆さまからの幸せいっぱいのお申し込みを、お待ちしております。

● 対象者 市内外問わず伊万里市役所に婚姻届を提出した人

● 受付期間 7月8日（月）～9月8日（日）

※令和6年8月8日（木）の午前10時から午後3時までに婚姻届を提出した人のうち、希望する人には、当日、市役所市民ロビーで記念撮影を行います。

● 申込方法 受付期間に、市役所に設置するイベントチラシの申込二次元コードから申し込んでください。

● 抽選当選者 限定8組（フォト、ディナー各4組）

※抽選後に電話で連絡します。



抽選で計8組にプレゼント！

□ウェディングフォト 4組

□ララシャンディナー4組

さらに大人気タワソウちゃんも当たる！



↑ イベントチラシ

## 7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』、 『社会を明るくする運動強調月間』です

● 問合せ 生涯学習課青少年センター (☎ 22-1262)

7月はこども家庭庁が提唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。これは、関係機関や団体、地域住民などが相互に協力・連携して集中的に活動することで、青少年の健全育成への理解を深め、活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図るものです。

● 最重点課題 インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

● 重点課題 ①有害環境への適切な対応 ②薬物乱用対策の推進 ③不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止  
④再非行（犯罪）の防止 ⑤重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

また、7月は、法務省が主唱する『社会を明るくする運動』～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の強調・再犯防止啓発月間です。犯罪や非行をした人の立ち直りの支援は、社会全体で取り組むことが大切です。皆さんの協力をお願いします。



棚田ヨガを行った会場

まさみちゃん

### すみやま棚田 どろんこ奮闘記



昆虫さがし散歩

#### 地域おこし協力隊活動レポート (炭山地区) ⑧

みなさんこんにちは。小原正道です。今回は、5月18日に開催した『すみやま棚田 初夏の大自然満喫festivaal』を紹介いたします。

イベントは午前と午後の二部構成で、午前は『昆虫さがし散歩』と『棚田ヨガ』を、午後は『マリーゴールドの植栽』をしました。

昆虫さがし散歩では、アオスジアゲハやトノサマバタ、アカトンボなどの虫がいて、子どもたちが虫取り網を片手に虫を追いかけている光景に、何だかホッとしました。子どもたちは、さがした虫をオリジナルの昆虫ノートに記録し『すみやま棚田の昆虫図鑑』を作り上げていきました。棚田ヨガでは、ヨガインストラクターのリカ先生を招き、絶景の中でレッスンをを行い、参加者は「外で行うヨガは心身ともにリラックスでき、棚田を流れる水の音で高い集中力を維持できた」と話しました。

午後のマリーゴールドの植栽では、子どもたちの参加率は低めでしたが、保護者の皆さんが頑張って330株の苗を分担して植えてくれました。これから少しずつ花の種類と数を増やし、蝶々がたくさん集まる棚田の花公園を作っていく計画です。

私が特に嬉しかったことは、参加者から、草払いをしていることに対して、労いの言葉をもらったことです。これから草払いが大変な時期になりますが、引き続きがんばろうと思います。

## 松尾勝馬さん 7回目の寄付

5月20日、肉用牛の牧場などを経営する松尾勝馬さん（黒川町）が、市に1000万円を寄付しました。

松尾さんは、伊万里牛の生産振興などに役立ててほしいと、平成30年から毎年1000万円ずつ寄付している、今回が7回目になります。

松尾さんは「70歳から80歳までの間に毎年、計10回寄付することを目標にしている。あと3回寄付できるようにがんばっていきたい。寄付することが自分の励みになっている」と話しました。

今回の寄付金は、今年度『繁殖雌牛導入対策事業』に活用されます。



↑「若い後継者が育ってほしい」と熱心に思いを話した松尾勝馬さん（左）

## 北田織さん教育振 興奨励基金に寄付

5月20日、福岡県春日市在住の北田織さんが、市内中学校と義務教育学校の教育の充実・振興のために使ってほしいと、市に140万円を寄付しました。

北田さんは、3歳から15歳までを東山代町で過ごし、中学校は国見中学校に通いました。

部活動は野球に取り組みましたが、入部当時、事情で道具をそろえられずにいたところ、野球部OBがグローブなどを寄付してくれたおかげで野球を続けられた感謝の思いがあり「自分もいつか人を助ける側の人間になりたい」と思っていて、今日その思いが実現できた」と話しました。



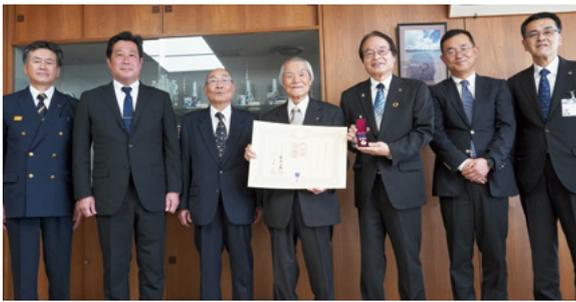
↑寄付をした北田織さん（左から2人目）は、現在、春日市議会議員を務めています

## 前田教一さん 紺綬褒章受章

5月21日、前田教一さん（南波多町）が、紺綬褒章を受章し、その伝達式が市役所で行われました。

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人500万円以上）を寄付した人に授与されるもので、前田さんは、昨年2月、教育の振興と消防・救急活動の充実のために役立ててほしいと、市に1000万円を寄付していました。

寄付金は、南波多郷学館の施設整備や、救急機器の購入などに活用されています。



↑前田教一さん（左から4人目）は、いろいろな人たちへ感謝の言葉を述べていました

## 有害鳥獣捕獲隊 隊員辞令交付式

5月31日、市役所で『伊万里市有害鳥獣捕獲隊隊員』辞令交付式が行われました。

これは、市が、狩猟免許を持ち、捕獲活動ができる『伊万里市猟友会』の中から推薦された12人を隊員として毎年委嘱しているもので、今回が12期目になります。

捕獲隊は、市民から有害鳥獣による農作物の被害報告があった場合などに緊急出動したり、侵入防止策の点検やイノシシが身を隠す藪や餌付けとなる放棄果樹などを集落ごとにパトロールしたりする活動などに取り組みます。



↑辞令を手に引き締まった表情の武重会長（前列右から3人目）をはじめとする隊員たち

## 川内産業（株）が 給湯器を寄付

6月3日、川内産業株式会社（山代町）が、市に給湯器を寄付しました。

これは、市民団体が市民図書館で活動する際に、お茶などを提供したり、茶器などを洗浄したりするときに使えるようにと、贈られたもので、市民図書館内給湯室に設置されています。

川内産業株式会社は、住宅・店舗などの新築、増築を請け負ったり不動産業などを営んだりしている企業で、2年前に創業50周年を迎えたことを機に、毎年市に寄付を行っています、今回が3回目になります。



↑笑顔の立部薫会長（左）



↑寄付された給湯器

3市町広域連携企画！

有田町・伊万里市・武雄市の  
イベントをお届け！

## 有田町

## 有田ウィンドウディスプレイ甲子園

日時／7月31日(水)～8月25日(日)

会場／内山地区商店街のやきもの店  
(伝統的建造物群指定地区)

内容／歴史が息づく有田の町並みを舞台に、次世代を担う高校生が陶磁器店のショーウィンドウをデザインし飾りつけ、それを競う大会です。町並み散策を楽しみながら、ディスプレイ作品を鑑賞してみませんか。



詳しくは

有田観光協会  
☎0955-43-2121

## 伊万里市

## 第49回 土曜夜市

日時／7月27日(土) 17:00～21:00

場所／伊万里まちなか一番館周辺  
(伊万里市伊万里町甲358-1)

内容／今年も夏の風物詩として伊万里の夜をにぎわせる『土曜夜市』を開催します。まちなかで行われるミニ緑日をみんなで楽しみませんか。夜市で味わうビールは格別ですよ！



▲ホームページ

伊万里商店連合会  
☎0955-22-7200  
(火曜定休日)

## 武雄市

## 夏休み陶芸教室 in 飛龍窯工房2024

日時／7月20日(土)～8月12日(月)

(土日祝及び最終日のみ)

10:00～12:00 / 14:00～16:00

会場／竹古場キルンの森公園飛龍窯工房

内容／大型作品を作ることができる夏休み限定メニューは、毎年恒例人気のイベント！今回は、7月21日(日)、27日(土)、28日(日)限定「流しそうめん」も体験できます。



詳しくは

飛龍窯工房  
☎0954-27-3383

5月31日、株式会社青井黒板製作所(大阪府)が、企業版ふるさと納税を活用して、市に寄付をしました。

同社は、市民図書館が開館した当初からこれまでの間、市民図書館の舞台装置の保守と点検などを行ってきました。

今回の寄付金は、来年に開館30周年を迎える市民図書館が、脱炭素社会の実現に向けた環境学習と生活実践の拠点としての機能を持たせるために、必要な整備などに取り組み『カーボン・ニュートラル』

株式会社青井黒板製作所が  
企業版ふるさと納税を活用して寄付ライブラリーをつくる事業」  
に活用される予定です。

↑市民図書館

アオイ

↑(株)青井黒板製作所のロゴマーク

脱炭素社会の実現に向けたマイボトル  
利用促進に関する連携協定を締結

ぜひ利用してください。

6月4日、市とウォータースタンド株式会社(福岡県)が、『脱炭素社会の実現に向けたマイボトル利用促進に関する連携協定』を締結しました。

今回、連携協定を結んだことで、同社が無償で設置する『マイボトル用給水器』が利用できる、これを活用していくことで、プラスチックごみの削減などにつなげていきます。

給水器は、市内小・中学校や市民図書館、国見台体育館など25箇所に設置されますので、マイボトルを持参して、



↑「マイボトルを携帯する新しい文化を創る」と話した小岩利光九州支社長(左)

## ご寄付

ありがとうございました

次の方からご寄付をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

※5月1日～31日受付分

(敬称略、希望者のみ掲載)

## 《教育振興奨励基金》

▼140万円

北田 織(福岡県春日市)

## 《まちづくり基金》

▼1000万円

松尾 勝馬(黒川町)

▼は篤志寄付です。